

COVID19緊急対応

子供を学童保育施設等に預けて診療に従事する場合

COVID19の急拡大で、保育所、幼稚園、小中学校の休校が相次いでいることを受け、厚労省は学校などが休校になった場合に有給休暇が取得できるように通達しています。（グループウェアでご案内済み）しかしながら医療現場においては医療崩壊を避けるため、子どもを保育施設等に預けて出勤せざるを得ない場合も想定されます。そこで、子供を他の保育施設等に預けて診療に従事する場合、医師、看護師、薬剤師の方については、預け入れにかかった費用の一部を負担することにいたします。（**男性の方は配偶者が医療従事者の場合ご利用できます**）

★この対応は令和3年度厚労省女性医療職等のキャリア支援事業の補助金を利用しています

- 対象者 : 女性医師、看護師、薬剤師の方
 負担額 : ひと家族につき上限5,000円/1回
 （複数日にわたる場合には日数分となります）
 対象期間 : 2022年2月末まで
 必要書類 : 休園、休校が証明できるもの及び領収書

ご希望の方は専用申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて人事課までお持ちください。申請書はこちらのQRコードのグループウェア内よりダウンロードできます。

代替え施設については法人提携施設にかぎりません。

※法人提携の学童保育「RISE学童保育天神」（080-2290-8512）



COVID19緊急対応

ベビーシッター利用割引券の特例措置について

COVID19小学校、幼稚園、認定こども園、保育所などにおいて臨時休園、休校が行われる場合、ベビーシッター派遣事業に係る割引券の使用について特例措置が適用されます。



今回の特例措置により使用枚数に変更となっています 詳細はセンターホームページをごらんください

<通常時>

1日（回）対象児童1人につき2枚
 1家庭につき24枚/月まで利用可能

<休校などの場合>

1日（回）対象児童1人につき5枚まで
 1家庭につき120枚/月まで利用可能

